

工事看板等設置基準（土木系工事）

令和5年10月

札幌市財政局管財部工事管理室

道路利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

(工事中看板の設置)

1 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する「工事中看板」を、工事区間の車両進行方向起点に設置するものとする。

なお、「工事中看板」の設置にあたっては、様式1を参考としてください。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示する。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示する。

(3) 工事種別

工事種別を標示する。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示する。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示する。

様式1（工事中看板）



- ・ドライバー等に対し、実施している工事情報を提供するための看板

(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」「○○○○工事」は青地に白抜き文字とする。
「○○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間は青色文字、その他の文字
及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

(3) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入する。

(4) 区間、工事等に変更のあった場合は直ちに修正する。

(5) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力を願いします」に変えてよい。

(6) 工事種別には「○○ほか工事」のような標示はせず、主たる工事種別、または、各々
の工事種別を記載すること。

(7) 規制している車線の車両進行方向起点にドライバーから見えるように設置する。

(8) 幅については、周辺状況を勘案のうえ、監督員の承諾を得て1/2とすることが可能
する。

(工事情報看板の設置について)

2 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。なお、工事情報看板の設置にあたっては様式2を参考してください。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示する。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事開始日、工事終了日を標示する。

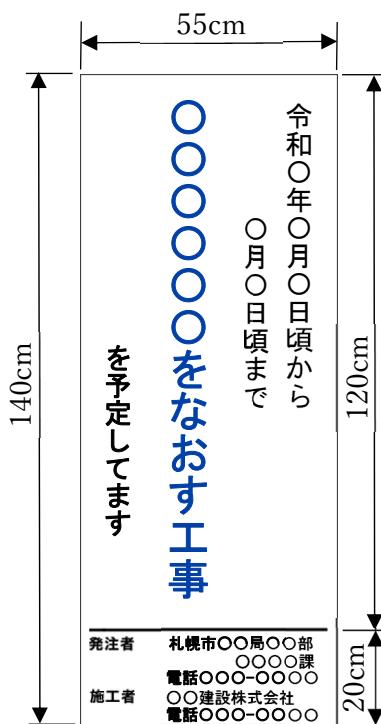
(3) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示する。

(4) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示する。

様式2（工事情報看板）



・歩行者（住民、通行者等）に対し、予定している工事情報を提供する看板

(1) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。

(2) 短期間に完了する軽易な工事等や歩道の有無、幅員等により適切な設置場所が確保できない場合は、この限りではない。

(3) 設置しない場合は、他の方法（住民の方にチラシ配布等）で周知に努める。

(工事説明看板の設置について)

3 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。なお、工事説明看板の設置にあたっては様式3を参考としてください。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示する。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日を標示する。

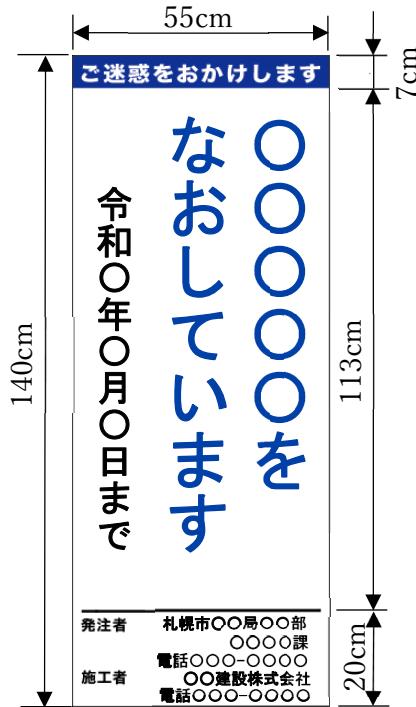
(3) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示する。

(4) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示する。

様式3（工事説明看板）



・歩行者（住民、通行者等）に対し、予定している工事情報を提供する看板

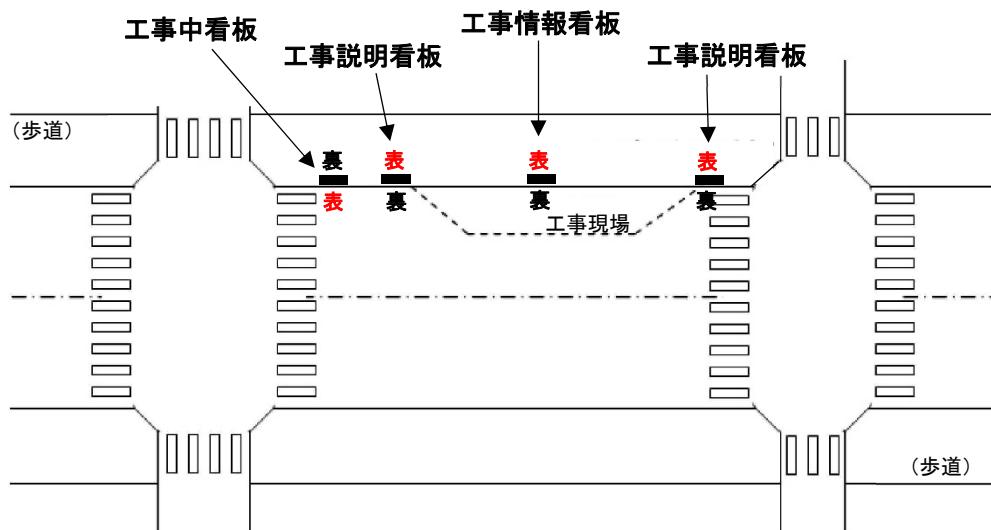
(1) 道路工事開始から道路工事終了までの間、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。

(2) 短期間に完了する軽易な工事等や歩道の有無、幅員等により適切な設置場所が確保できない場合は、この限りではない。

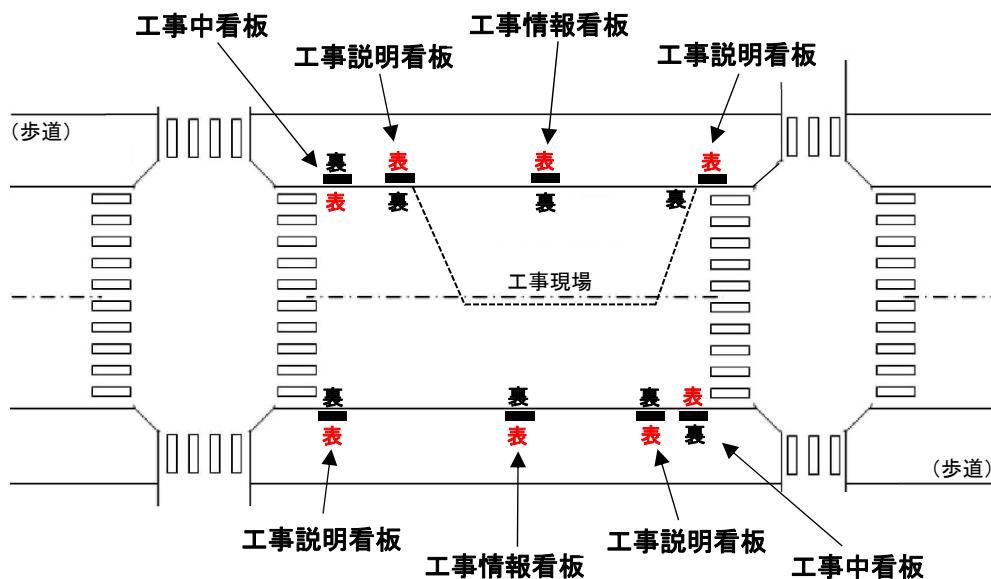
(3) 設置しない場合は、「様式1（工事中看板）」により、歩行者（住民、通行者等）に対し工事情報の提供を行う。

(4) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力を願いします」に変えてよい。

標示板の設置場所の例（片側車線のみ影響）



標示板の設置場所の例（両側車線影響）



	設置する方向	設置期間
工事中看板（様式1）	ドライバー（車道）	工事開始～工事完了まで
工事情報看板（様式2）	歩行者（歩道）	工事開始1週間前～工事開始まで
工事説明看板（様式3）	歩行者（歩道）	工事開始～工事完了まで

- ・設置場所、角度、枚数等は、現場条件を勘案のうえ、工事ごとに対応願います。
- ・歩道に工事看板を設置する場合、歩行者の通行に支障とならない幅員を確保してください。
- ・建築限界を守り、堅固に設置してください。

(工事中看板の設置（道路以外での工事）)

4 道路以外での工事の「工事中看板」の設置にあたっては、様式4を参考としてください。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示する。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示する。なお、施設等からの工事車両の出入りについても工事期間に含める。

(3) 工事名

工事名を標示する。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示する。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示する。

様式4（工事中看板（道路以外での工事））



- ・ドライバー等に対し、実施している工事情報を提供するための看板
 - (1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」「〇〇〇〇工事」は青地に白抜き文字とする。
「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間は青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
 - (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
 - (3) 工事期間については、交通上支障(出入り等含む)を与える実際の期間を記入する。
 - (4) 工事等に変更のあった場合は直ちに修正する。
 - (5) 工事現場の出入口付近等、道路から確認しやすい箇所に設置する。
 - (6) 道路上での作業が伴う場合は、「様式2（工事情報看板）」および「様式3（工事説明看板）」の設置を検討し、必要に応じて設置する。
 - (7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてよい。
 - (8) 工事名に国庫補助事業、市債務負担行為などは表記しない。
 - (9) 工事名には「〇〇ほか工事」のような標示はせず、主たる工事、または、各々の工事を記載すること。
 - (10) 幅については、周辺状況を勘案のうえ、監督員の承諾を得て1/2とすることができる。

(防護施設の設置)

5 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

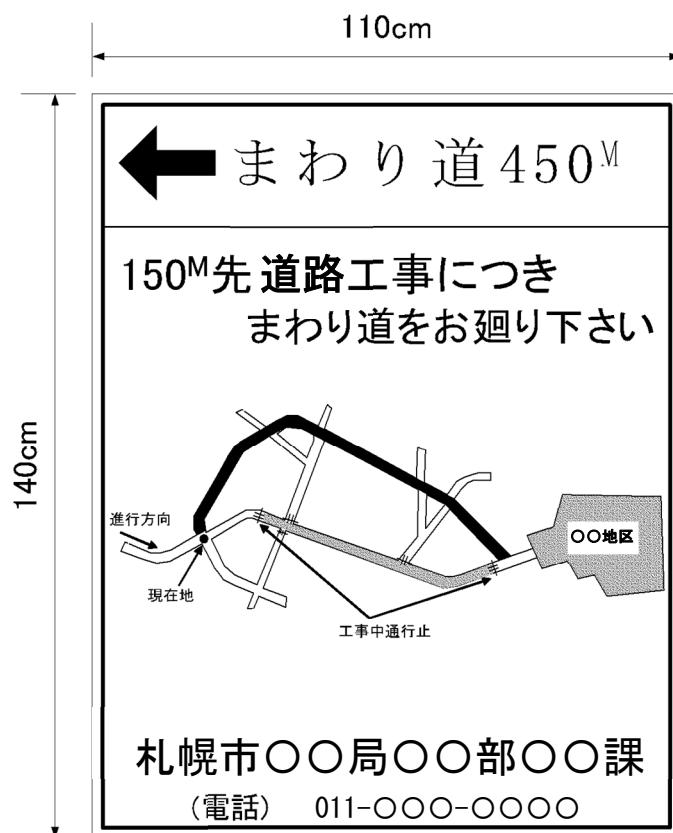
また、休工時に交通開放を行う場合は、防護施設を安全上必要な位置に設置し、事故が起きないよう対策に努めること。

(迂回路の標示)

6 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、様式5を参考してください。

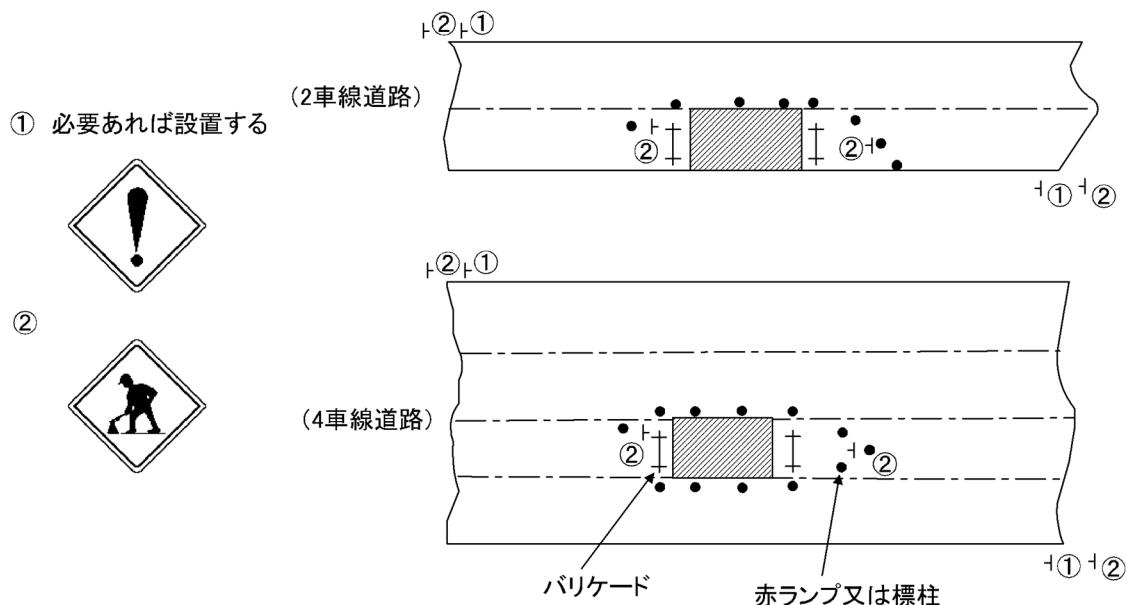
様式5(迂回路)



(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

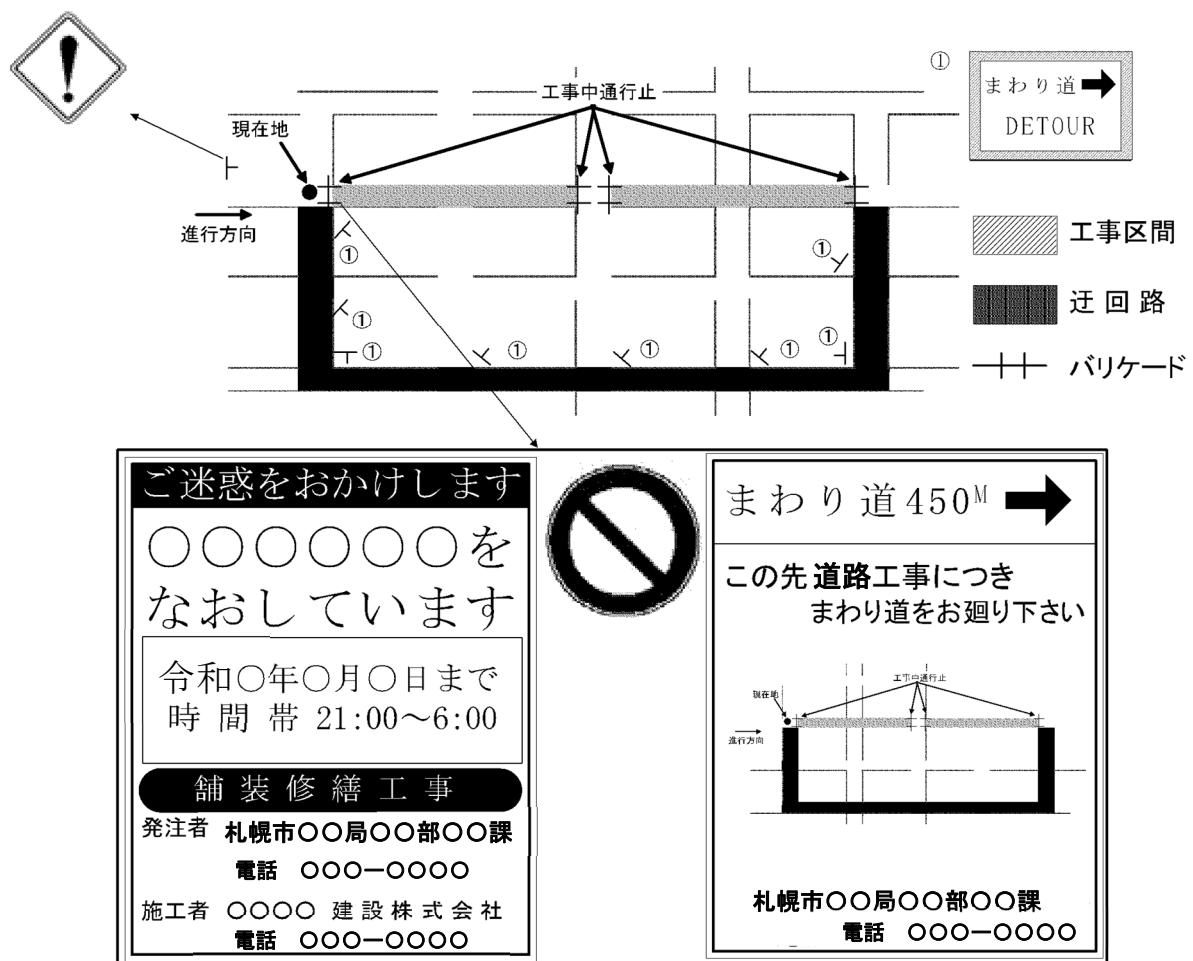
(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考（1）車線の一部分が工事中の場合の標示例



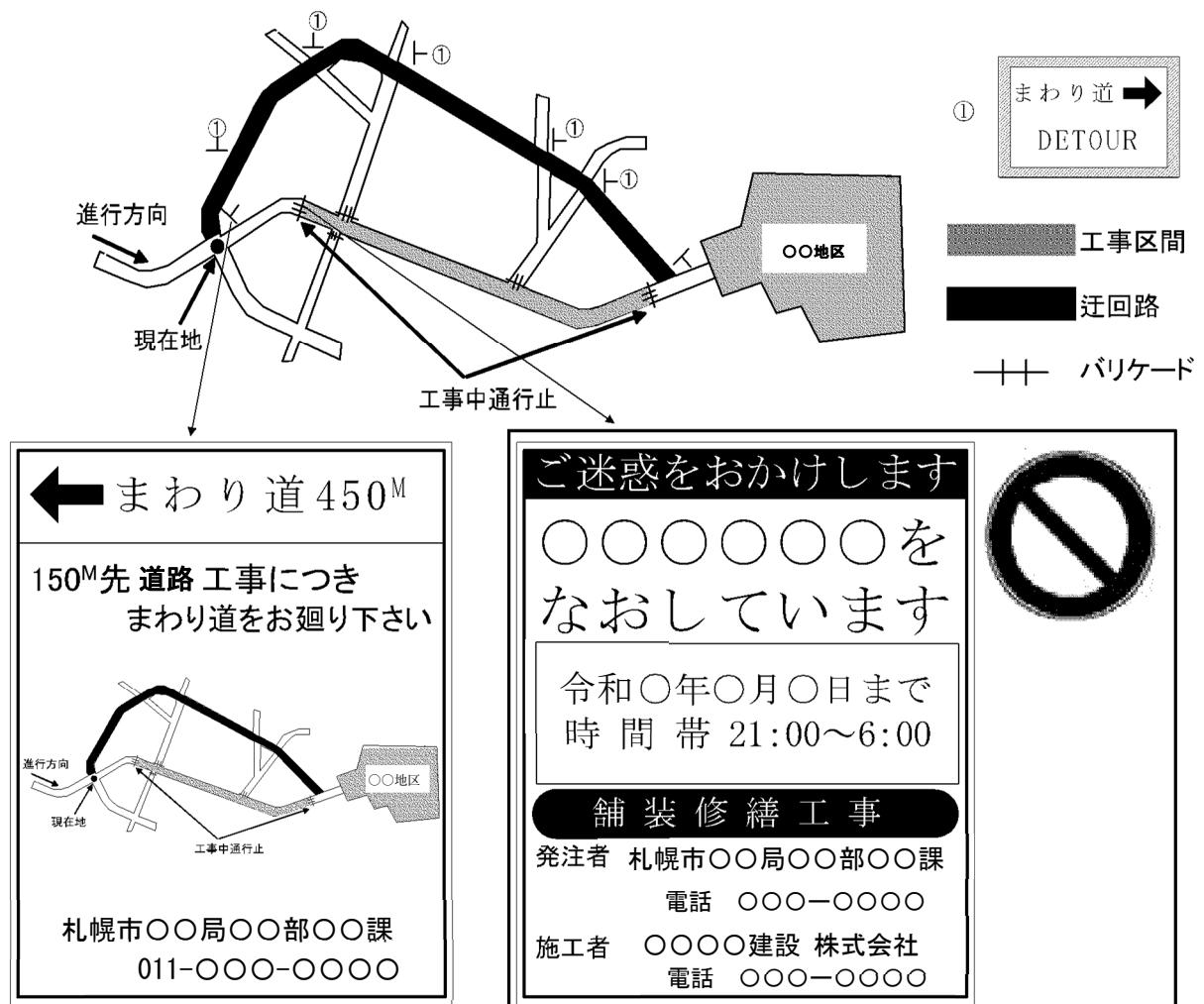
参考（2）工事中迂回路の標示例（市街部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（3）工事中迂回路の標示例（地方部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）



(工事予告標示板)

7 工事箇所の手前 100m、200m、300m の地点にそれぞれ工事予告標示板を設置することを標準とする。なお、現場条件により設置箇所、設置枚数および大きさを変えてよい（工事箇所の手前 50m または 500m の地点に設置する、スリムタイプ看板を設置するなど）。標示板の設置にあたっては様式 6 を参考としてください。

様式 6（工事予告標示板）



(警戒標識)

8 警戒標識は、道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すためのものです。警戒標識の設置にあたっては様式 7 を参考としてください。現場条件により、大きさを変えてよい（スリムタイプ看板の使用など）。なお、警戒標識（土台支柱スタンド標識型）は拡大率 1.6 倍を標準とするが、道路の状況等によっては 1 倍または 1.3 倍を用いてよい。

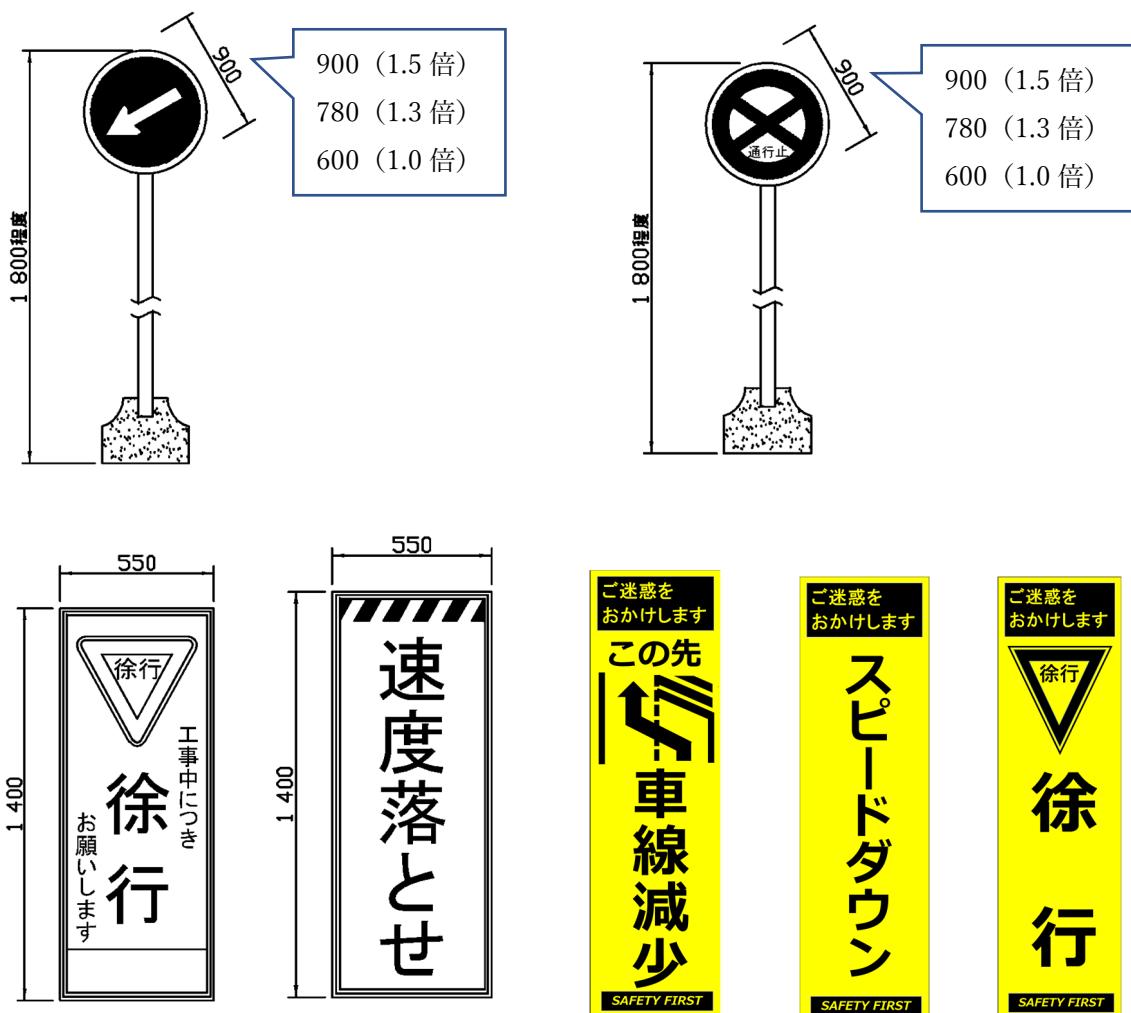
様式 7（警戒標識）



(規制標識)

9 規制標識は、道路を通行するときの禁止事項や制限事項などを指示する標識です（駐車禁止、車両通行禁止、一方通行、通行止めなど）。規制標識の設置にあたっては様式8を参考してください。現場条件により、大きさを変えてよい（スリムタイプ看板の使用など）。なお、規制標識（土台支柱スタンド標識型）は拡大率1.5倍を標準とするが、道路の状況等によっては1倍または1.3倍を用いてよい。

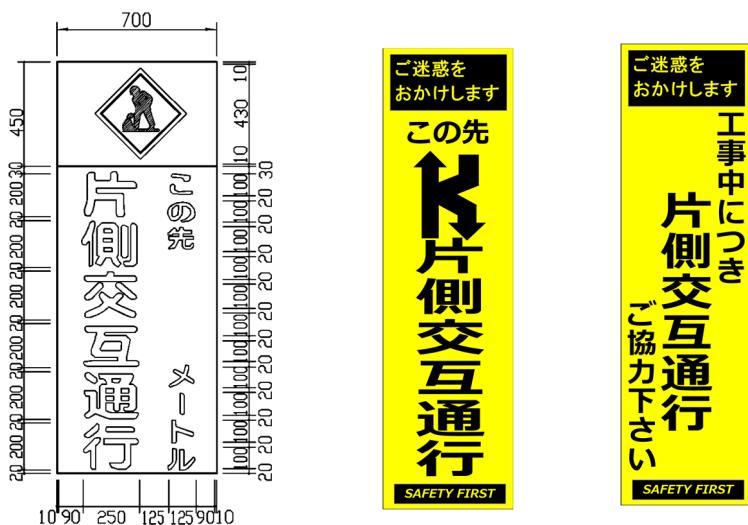
様式8（規制標識）



(片側交互通行規制)

10 片側交互通行によって施工するときに設置すること。設置位置は、工事現場の車両の停止位置の手前から200m、500m、1000mの地点とする。なお、現場条件により、設置位置を変えてよい(50m、100mなど)。片側交互通行規制予告看板の設置にあたっては様式9を参考してください。なお、現場条件により、大きさを変えてよい(スリムタイプ看板の使用など)。

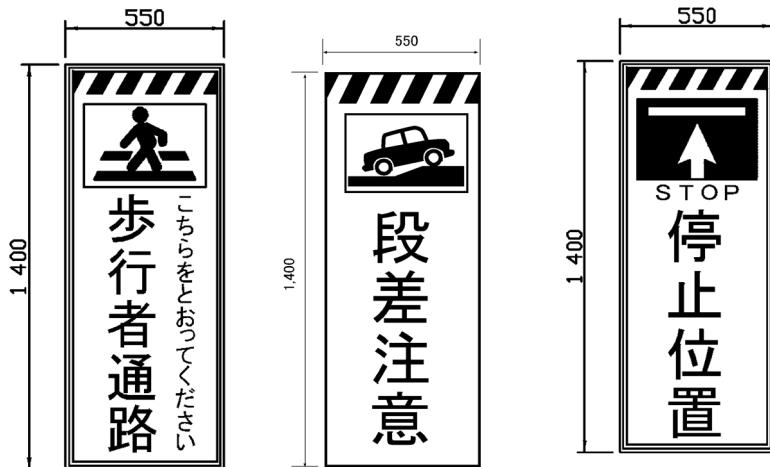
樣式 9 (片側交互通行規制)

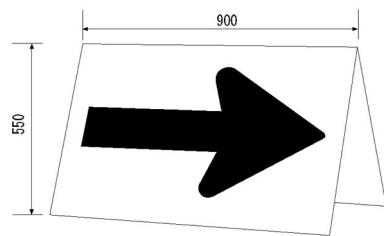
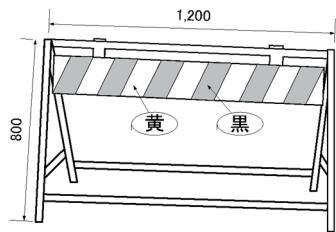


(その他看板、保安施設)

11 上記以外の看板についても必要に応じて設置すること（停止位置、歩行者通行案内、段差注意、電光表示板など）。様式10を参考してください。

樣式 10





※この設置基準は標準として作成しておりますので、道路使用許可の申請の際には、現場ごとに施設等の配置を検討するとともに、各警察署の指示に従ってください。

※この設置基準は「路上工事看板設置関連通達改正のポイント（平成18年9月）国土交通省関東地方整備局」を参考としております。こちらもご参照ください。

URL https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000011171.pdf

(保安施設設置標準図)

12 札幌市土木工事標準設計図集より「10 道路工事保安施設」を次ページ以降に掲載します。

「10 道路工事保安施設」

- 10-01 設置基準
- 10-02 種類・設置目的
- 10-03 標準様式（その1）
- 10-04 標準様式（その2）
- 10-05 標準様式（その3）
- 10-06 標準様式（その4）
- 10-07 標準様式（その5）
- 10-08 A-1型（参考）
- 10-09 A-2型（参考）
- 10-10 A-3型（参考）
- 10-11 A-4型（参考）
- 10-12 C-1型（参考）
- 10-13 C-2型（参考）
- 10-14 H-1型（参考）
- 10-15 H-2型（参考）
- 10-16 生活道路型（参考）

保安施設設置標準図一覧表

図面番号
名 称

10-01
保安施設設置基準

呼 称	車 線 数	作業箇所	昼・夜間作業別条件	摘要
A-1	4	片側全車線	a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）	車道舗装（打替、オーバーレー等を含む）
			b. ノ（夜間も施設を存置）	
			c. 夜間 ノ（昼間は施設を撤去）	
A-2	2	ノ	a. 昼間 ノ（夜間は施設を撤去）	ノ
			b. ノ（夜間も施設を存置）	
			c. 夜間 ノ（昼間は施設を撤去）	
A-3	4以上	片側一部車線	a. 昼間 ノ（夜間は ノ）	ノ
			c. 夜間 ノ（昼間は ノ）	
A-4	2、4	路 側	b. 昼間 ノ（夜間も施設を存置）	現道拡幅工事
C-1	2	片側全車線	a. 昼間 ノ（夜間は施設を撤去）	局部打換（小規模）、パッチング等
			c. 夜間 ノ（昼間は ノ）	
C-2	4以上	片側一部車線	a. 昼間 ノ（夜間は ノ）	ノ
			c. 夜間 ノ（昼間は ノ）	
H-1	—	歩道・路側	b. 昼間 ノ（夜間も施設を存置）	擁壁等防災工事
H-2	—		b. 昼間 ノ（夜間も ノ）	B.P、積み込み現場、廻り道等
生活道路	—	道路全面	b. 昼間 ノ（夜間も ノ）	全面打換

注意事項

例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと

本標準図によらない場合は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」
 (平成18年3月31日道路局長通達国道第37号・国道国防第205号) 及び
 「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」
 (平成18年3月31日道路局路政課長及び国道・防災課長通達国道第38号・国道国防第206号)
 によること。

図面番号
名 称

10-02
保安施設 種類・設置目的

保安施設の種類及び設置目的

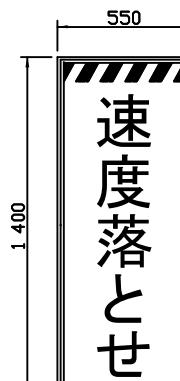
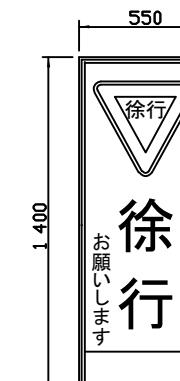
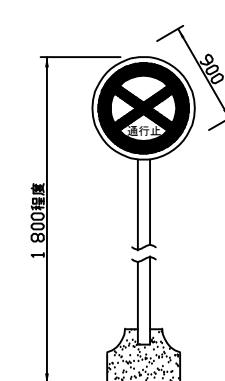
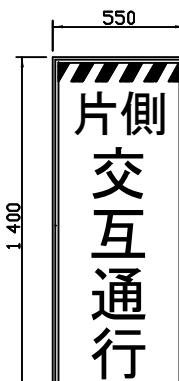
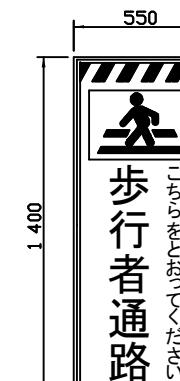
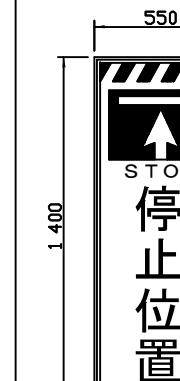
施 設	記 号	交通の誘導	立入禁止	場所の明示予告	交通指導	その他の	摘要
工事箇所予告標示板	①			○			
警戒標識	②			○			
警戒標識	③			○			
警戒標識(212-2)	④			○			
規制標識(311-F)	⑤	○			○		
規制標識	⑥				○		
規制標識(301)	⑦						
片側交互通行標示板	⑧						
歩行者案内板	⑨		○				
停止線標識	⑩				○		
工事中看板	⑪					○	
工事情報看板	⑫					○	道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間に設置 短期間に完了する 軽易な工事等の場合設置しないことができる
工事説明看板	⑬					○	短期間に完了する軽易な工事等の場合設置しないことができる
誘導標示板	⑭	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑮					○	
まわり道標示板(120-A)	⑯					○	
保安灯又はすずらん灯(カラーコーン)	⑰	○	○	○			
歩道柵	⑱		○	○			
黄色回転灯	⑲			○			
バリケード	⑳		○	○			砂袋等にて半固定 されたバリケード
セーフティーコーン	㉑	○		○			
片側交互通行予告標示板	㉒						
照明灯	㉓			○			300~500W
交通誘導警備員	㉔	○			○		
保安要員	㉕	○	○		○	○	
標識搭載車	㉖	○	○	○	○	○	
簡易信号機	㉗	○			○		

保安施設標準様式図

記号	①	②	③	④	⑤
名称	工事箇所予告標示板	警戒標識	警戒標識	警戒標識(212-2)	規制標識(311-E)
様式 および 標準寸法 (単位mm)					
注	(1) 高輝度反射シートとする。	(1) 高輝度反射シートとする。	(1) 高輝度反射シートとする。	拡大率 1.6倍を標準とする。	拡大率 1.5倍を標準とする。

注意事項1. 標識支柱コンクリート受台の形状寸法は
30cm(H)×30cm(W)×30cm(B)
以上とする。

保安施設標準様式図

記号	⑥ 規則標識	⑦ 規則標識(301)	⑧ 標示板	⑨ 歩行者案内板	⑩ 停止線標識
名称	規則標識	規則標識(301)	標示板	歩行者案内板	停止線標識
様式 および 標準寸法 (単位mm)	 				
注	(1) 高輝度反射シートとする。	拡大率 1.5倍を標準とする。	(1) 高輝度反射シートとする。	(1) 高輝度反射シートとする。	(1) 高輝度反射シートとする。

注意事項1. 標示板支柱コンクリート受台の形状寸法は
30cm (H) × 30cm (W) × 30cm (B)
以上とする。

保安施設標準様式図

図面番号
名 称

10-05
保安施設 標準様式(その3)

単位: mm

注意事項1. 標示板支柱コンクリート受台の形状寸法は
30cm (H) × 30cm (W) × 30cm (B)
以上とする。

2. キャラクター・PR表示
キャラクター・PR表示を行う場合は別看板で行うこと。

「ご迷惑をおかけします」は
「ご協力ををお願いします」に
変えてよい。

記載例: 舗装をなおしています。

1400

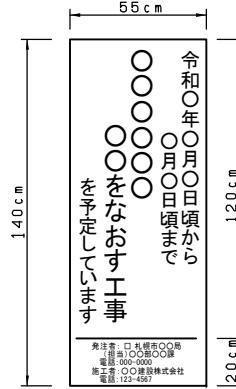
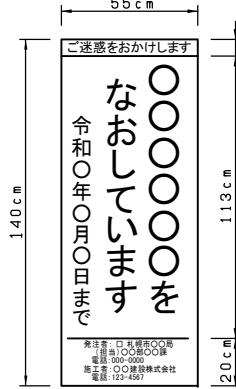
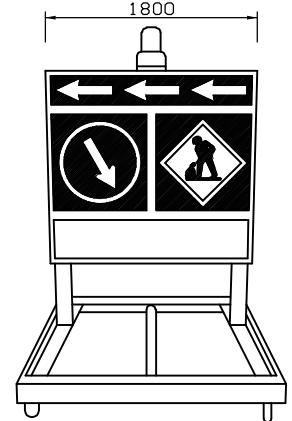
1140

記号	(1)
名 称	工事中看板
様式 および 標準寸法 (単位 mm)	<p>注) 幅については周辺状況を勘案の上、監督員の承諾を得て1/2と することができる。</p>
注	<p>ドライバー等に対し、実施している工事情報を提供するための看板。</p> <p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」「○○工事」は青地に白抜き 文字とする。「○○○をなおしています」等の工事内容、工事期 間は青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。</p> <p>(3) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入す るものとする。</p> <p>(4) 河川、施設、その他工事の場合は当該工事名を記入するものと する。ただし、国庫補助事業、市債務負担行為などは記載しない こと。「○○ほか」のような表示はせず、各々の河川名、施設名 等を記載すること。</p> <p>(5) 区間、工事等に変更のあった場合は直ちに修正するものとする。</p> <p>(6) 規制している車線の車両進行方向起点にドライバーから見える ように設置する。</p>

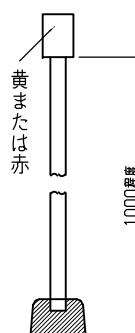
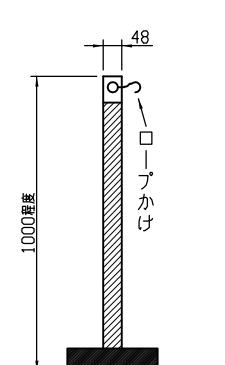
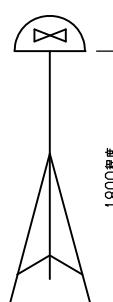
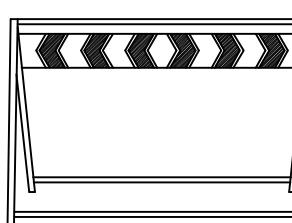
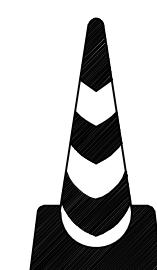
保安施設標準様式図

図面番号
名 称10-06
保安施設 標準様式(その4)

単位: mm

記号	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
名称	工事情報看板	工事説明看板	誘導標示板	まわり道案内標示板	まわり道標識(120-A)
様式 および 標準寸法 (単位mm)					
注	<p>(1)歩行者(住民、通行者等)に対し、予定している工事情報を提供する看板。</p> <p>(2)道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。</p> <p>(3)ただし、短期間に完了する軽易な工事等や歩道の有無、幅員等により適切な設置場所が確保できない場合は、この限りではない。</p> <p>(4)設置しない場合は、他の方法(住民の方にチラシ配布等)で周知に努める。</p>	<p>(1)歩行者(住民、通行者等)に対し、実施している工事情報を提供する看板。</p> <p>(2)道路工事開始から道路工事終了までの間、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。</p> <p>(3)ただし、短期間に完了する軽易な工事等や歩道の有無、幅員等により適切な設置場所が確保できない場合は、この限りではない。</p> <p>(4)設置しない場合は、「⑪工事中看板」により歩行者(住民、通行者等)に対し、工事情報の提供を行う。</p> <p>(5)「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてよい。</p>	<p>(1)内部照明するものとし矢印「→」は点滅式とする。</p> <p>(2)標示板頂部には視認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色注電灯を設置する。</p>	<p>(1)色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地色を白色とする。</p> <p>(2)縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。</p> <p>(3)「まわり道450m」又は→の文字もしくは記号に反射装置を施するものとする。</p>	字体、文字、地色は⑯に同じ

保安施設標準様式図

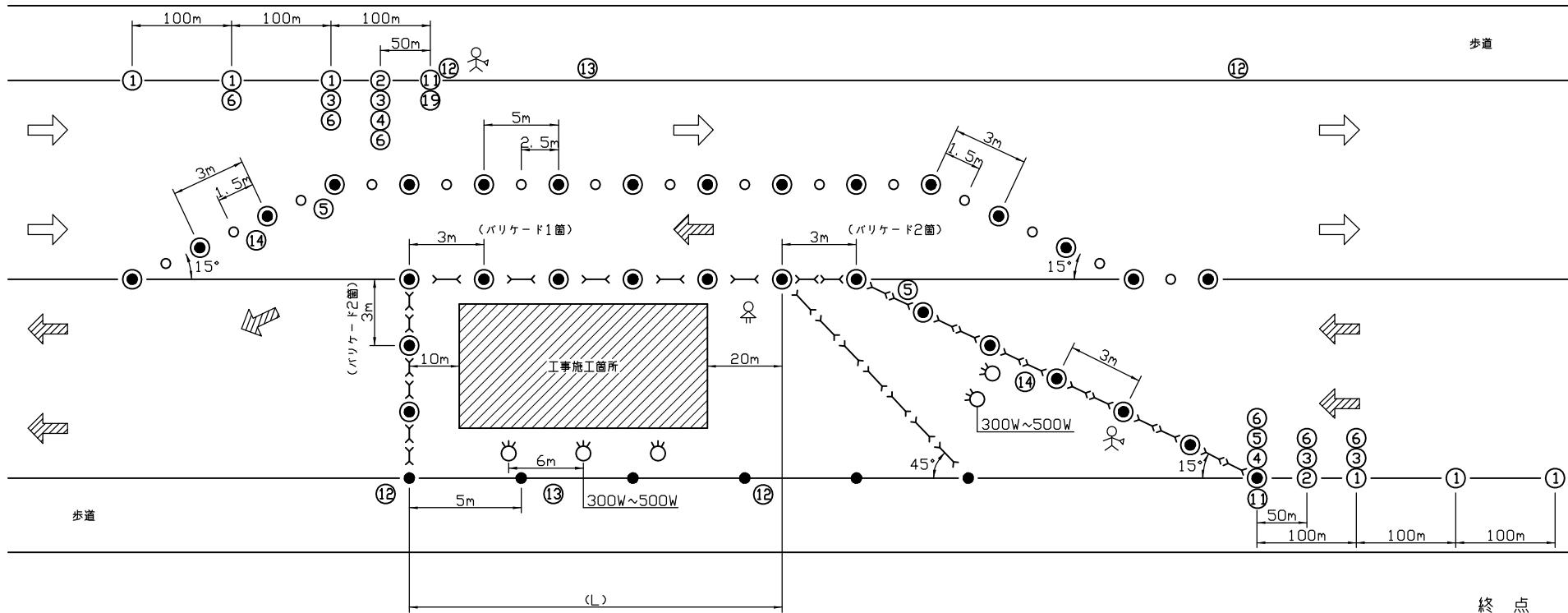
記号	(17) 保安灯	(18) 歩道柵	(19) 回転灯	(20) バリケード	(21) セフティーコーン	(22) 片側交互通行予告標示板
名称	保安灯	歩道柵	回転灯	バリケード	セフティーコーン	片側交互通行予告標示板
様式 および 標準寸法 (単位mm)	(マーカーライト) 黄または赤  40W (すずらん灯又はカラーコーンでも可)	(路側用標識ポール) 1000程度 48 ロープかけ  40W		寸法 800m/m×1200m/m  寸法: 全高 800m/m 全長 1200m/m		高さ 700 
注	(1)確認距離夜間 150m 以上の効果をもつもの であること。 (2)保安灯の設置間隔は 3mを標準とする。	(1)柱およびロープは、黒 背の縞をほどこすものと する。 (2)ロープの外径は12mm以 上とする。 (3)柱間隔は約5mとする。	確認距離 200m以上の 効果をもつ黄色回転灯と する。		ラバー製、 反射式(夜光)	(1)色彩は「この先〇〇〇メートル」 は青色反射シート「片側交互通行」 は赤色反射シート、地色を白色 とする。 (2)上部の縁線は青色、#213の道路 工事中はカブセルレンズ、地色を 白色とする。 (3)メートル数は標準で200、500、 1000とする。

起 点

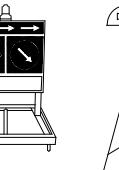
4車線：片側全車線閉塞（a、b、c作業）

図面番号
名 称10-08
保安施設 A-1型 (参考)

単位：m



- 注意事項
1. a作業、保安灯は全てセフティーコーンとして照明灯は除く。
 2. b作業、照明灯は除く。
 3. 工事箇所が移動する場合は ① ⑪ は移動しない。
 4. 交通誘導警備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

①
工事箇所
予告標示板②
警戒標識③
警戒標識④
警戒標識⑤
規制標識⑥
規制標識⑪
工事中看板⑫
工事情報看板⑬
工事説明看板⑭
黄色回転灯

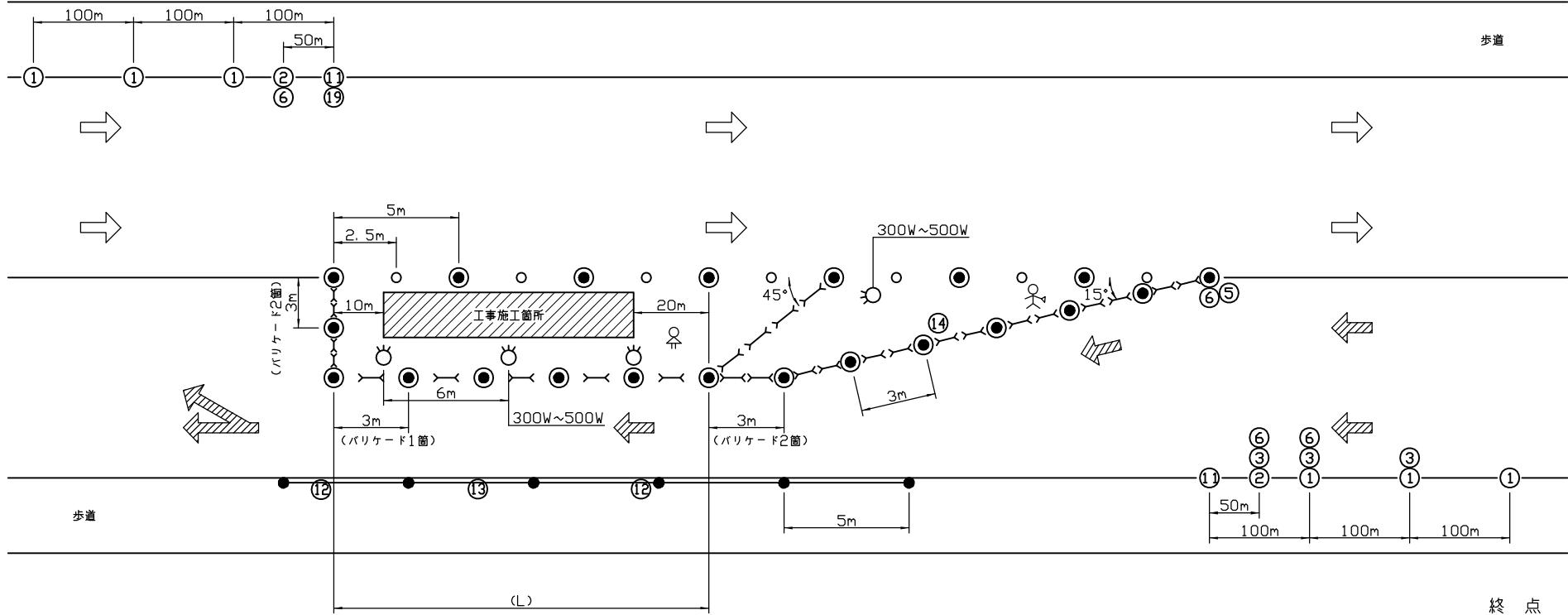
起 点

4車線以上：片側一車線以上通行可（a、c作業）

図面番号
名 称

10-10
保安施設 A-3型 (参考)

单位：m



注意事項 1. a作業、保安灯は全てセーフティーコーンとして照明灯は除く。
2. 工事箇所が移動する場合は①①は移動しない。
3. 交通誘導設備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

① 工事箇所
予告標示板



② 警戒標識



③ 警戒標識



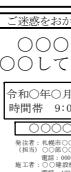
⑤ 規制標識



⑥ 規制標識



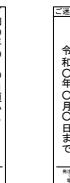
⑪ 工事中看板



12 工事



板工事說



⑯ 14



⑯ 黄色回転灯

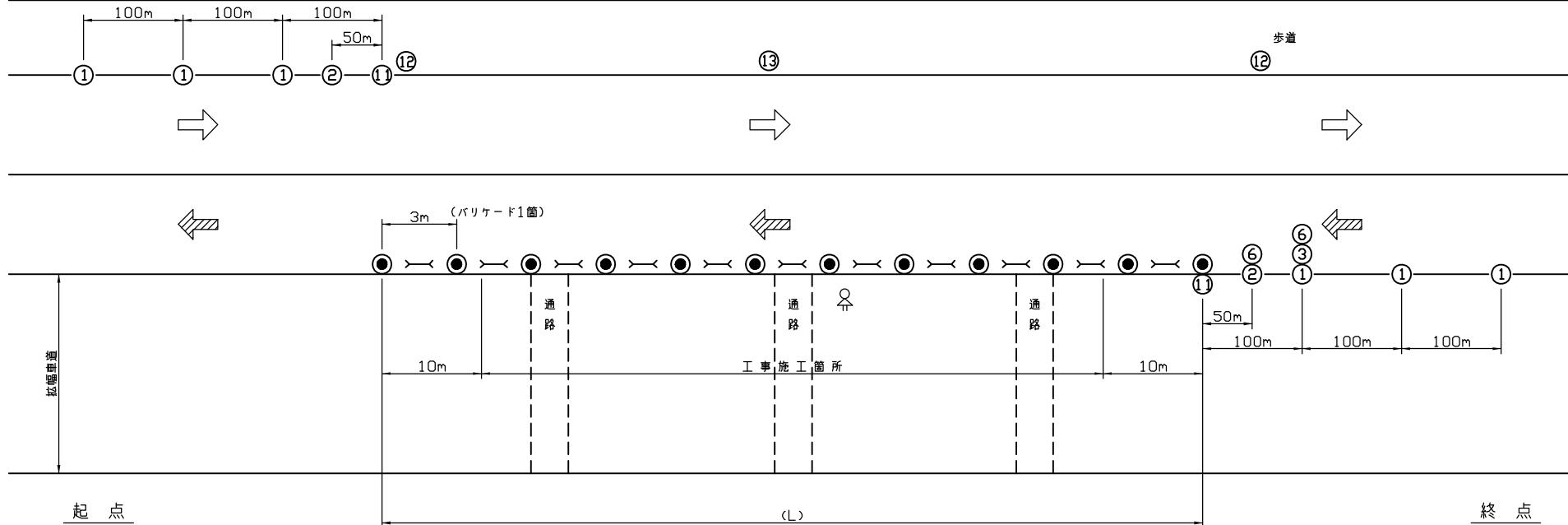


2.4 車線路側 (b 作業)

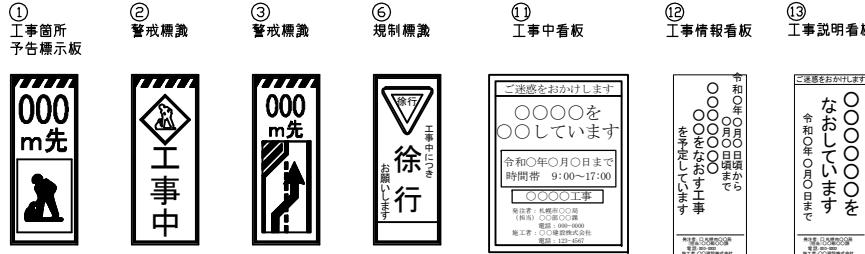
図面番号
名 称

10-11
保安施設 A-4型 (参考)

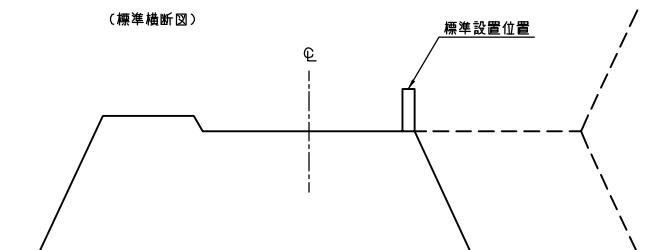
单位：m



注意事項 1. 工事箇所が移動する場合は ① ⑪ は移動しない。
2. 交通誘導警備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。



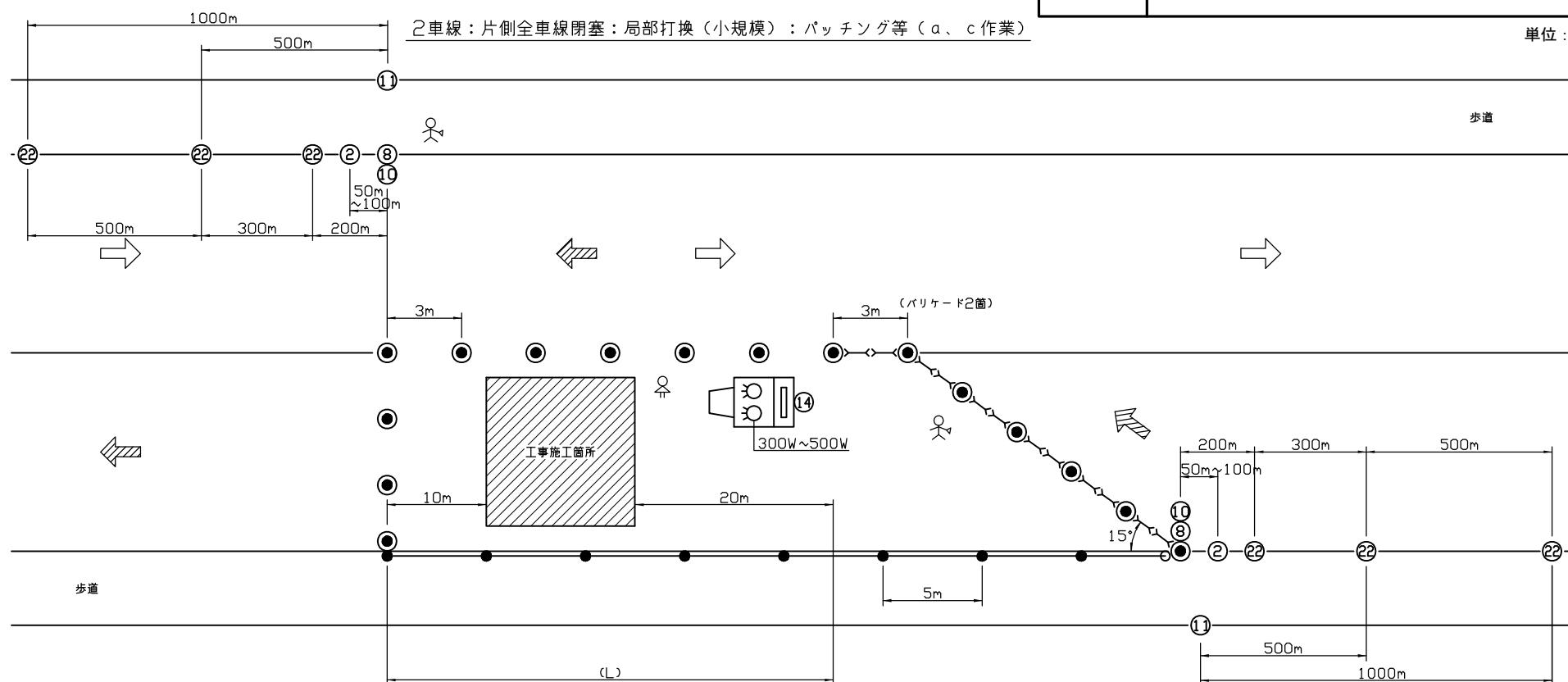
(標準横断図)



図面番号
名 称

10-12
保安施設 C-1型 (参考)

単位: m



- 注意事項
1. 工事箇所が移動する場合は⑪は移動しない。
 2. a作業、保安灯は全てセフティーコーンとして照明灯は除く。
 3. 交通誘導警備員、保安要員は工事区周長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

② 警戒標識



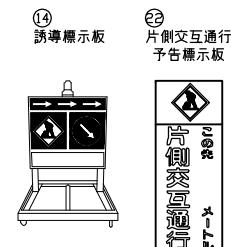
⑧ 片側交互通行標示板



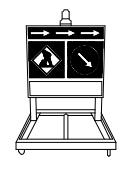
⑪ 停止線標識



⑪ 工事中看板



⑭ 誘導標示板



⑫ 片側交互通行予告標示板



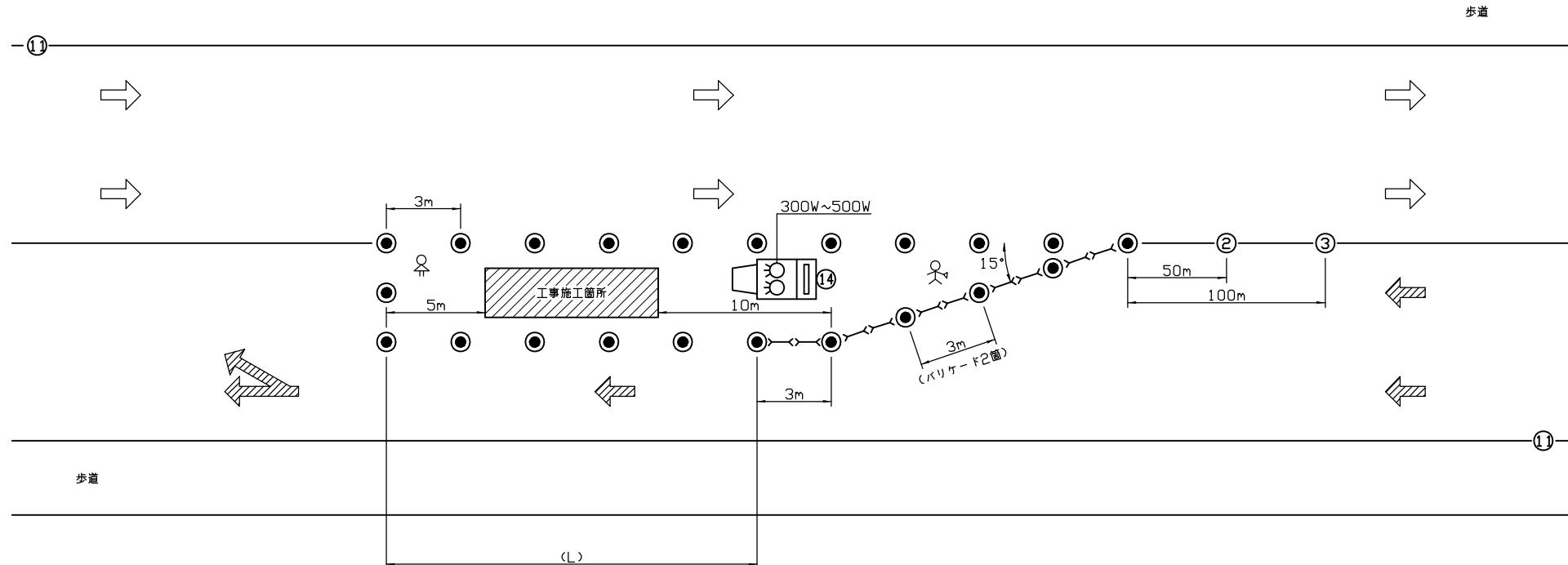
* 工事情報看板⑪ および工事説明看板⑫ については、短期間に完了する軽易な工事の場合設置しないことができる

4車線以上：片側一車線以上通行可：局部打換（小規模）：パッキング等（a、c作業）

図面番号
名 称

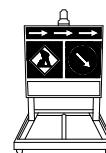
10-13
保安施設 C-2型 (参考)

单位：m



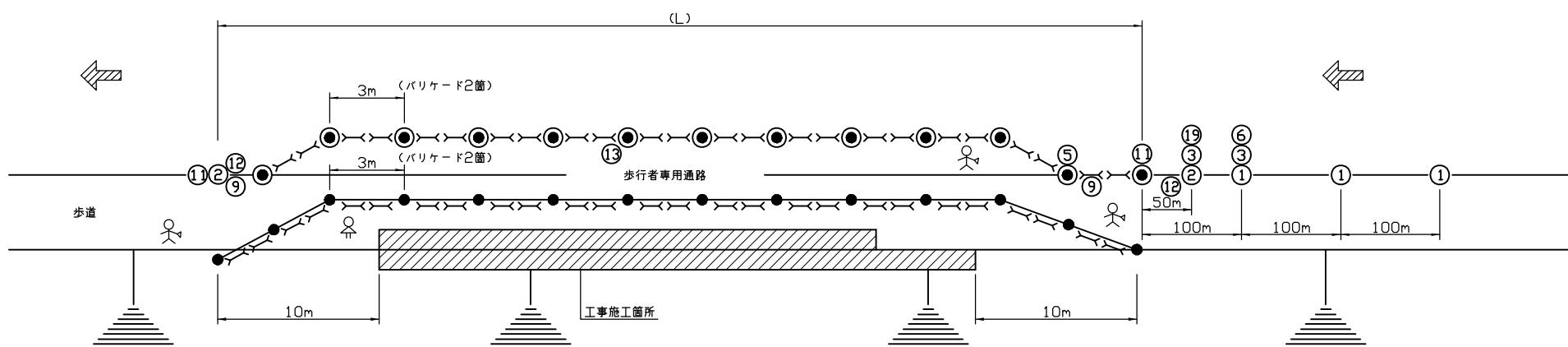
注意事項 1. 工事箇所が移動する場合は ⑪ は移動しない。
2. a 作業、保安灯は全てセフティーコーンとして照明灯は除く。
3. 交通誘導警備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

② 整成標識 ③ 整成標識 ⑪ 工事中看板 ⑭ 誘導標 云



※ 工事情報看板② および工事説明看板③ については、短期間に完了する軽易な工事の場合設置しないことができる

歩道



- 注意事項 1. 工事箇所が移動する場合は ① は移動しない。
2. 交通誘導警備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

①
工事箇所
予告標示板



②
警戒標識



③
警戒標識



⑤
規制標識



⑥
規制標識



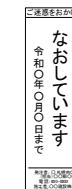
⑨
歩行者案内板



⑪
工事中看板

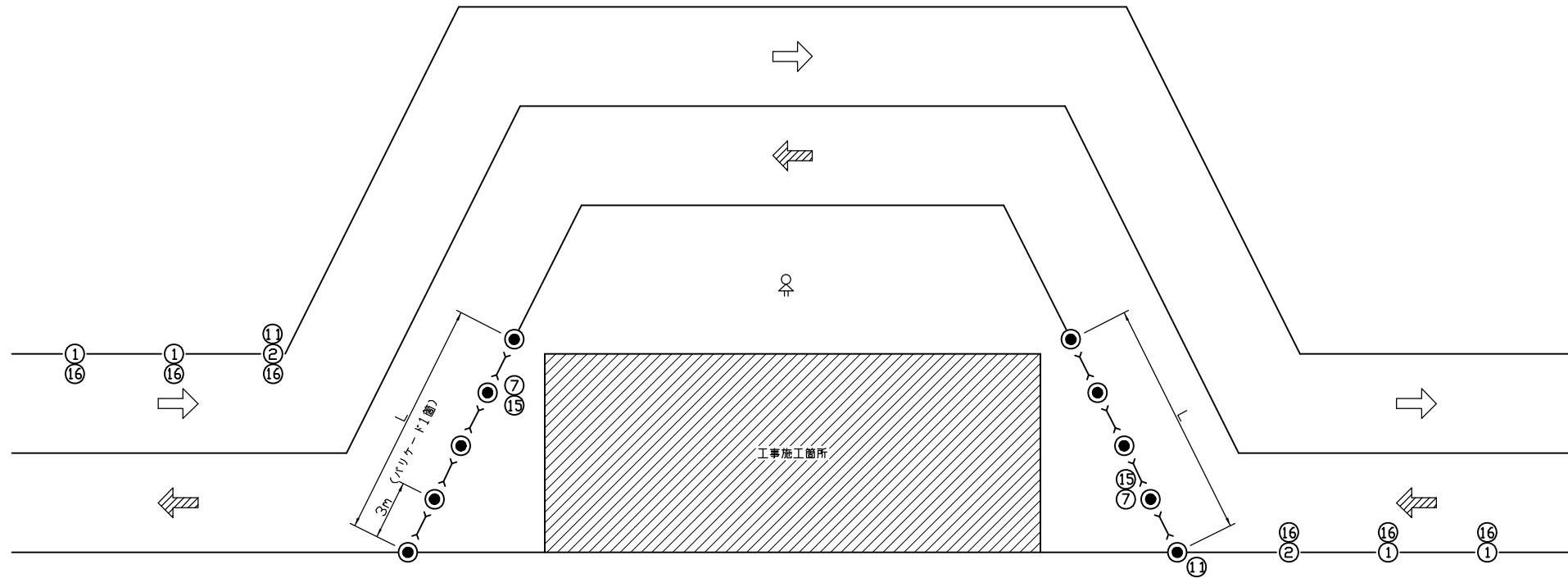


⑫
工事情報看板



⑬
工事説明看板
⑯
黄色回転灯





- 注意事項 1. まわり道のみ ⑯ ⑯ を付ける。
2. 交通誘導警備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

①
工事箇所
予告標示板



②
警戒標識



⑦
規制標識



⑪
工事中看板



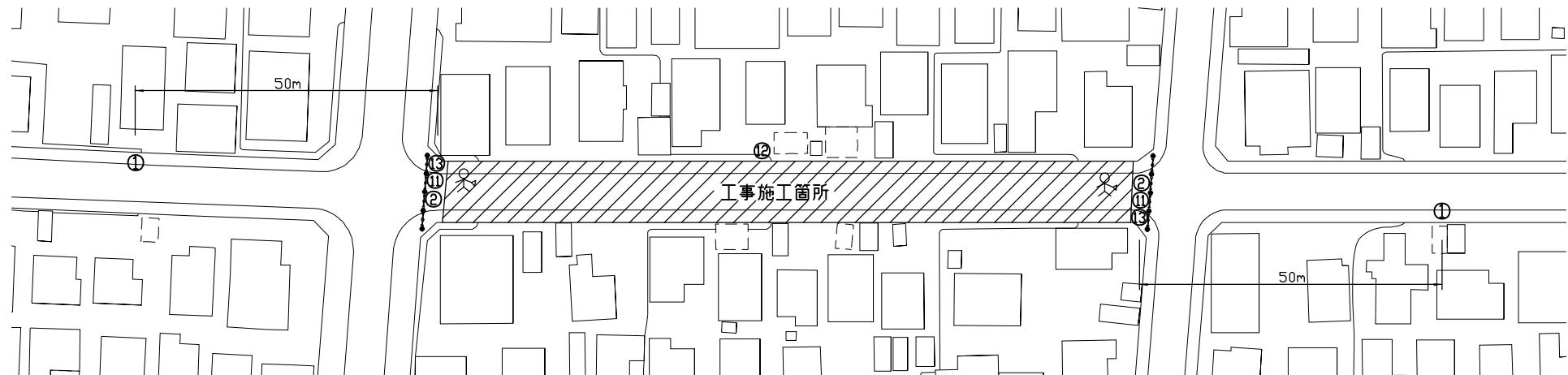
⑯
まわり道案内標示板



⑯
まわり道標示板



生活道路通行止



- 注意事項 1. ①は、状況に応じて100m先も設置する。
 2. ⑫は⑬設置後に撤去する。
 3. 「段差あり」「右折工事中」「左折工事中」「徐行」「通行止」の表示を適宜設置する。
 4. ⑪は、住宅等出入口があり設置が困難な場合、起点付近に設置する。
 5. ⑫、⑬は省略可能な場合あり、図面番号10-06を参照。
 6. 交通誘導警備員、保安要員は工事区間長および交通量等を勘案し、人数および配置を決める。

①
工事箇所
予告標示板



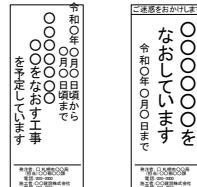
②
警戒標識



⑪
工事中看板



⑫
工事情報看板



⑬
工事説明看板

